

## 業 務 委 託 仕 様 書

1. 業 務 委 託 名 令和8年度県立学校児童生徒の尿検査業務
2. 目 的 学校保健安全法第13条並びに学校保健安全法施行規則第6条に基づく健康診断を実施し、児童生徒の腎臓疾患等の早期発見・早期治療に資する。
3. 業務委託の内容
  - (1) 対象者数  
約21,131名（一次検査及び二次検査延べ数）
  - (2) 検査実施方法  
各学校を巡回して検体を回収し、業務受託者において尿検査を実施する。
  - (3) 検査日程  
巡回検査については、令和8年6月30日（火）までに実施する。  
※巡回検査を疾病その他やむを得ない事由によって受けることのできなかったものに対しては、その事由のなくなった後速やかに検査を行うものとする。  
（個別検査は令和9年2月末日までに実施）
  - (4) 検査項目  
蛋白、糖、潜血（一次検査及び二次検査）
  - (5) 対象者  
県立学校の全児童生徒 ※ただし、通信制課程の場合はその限りではない
    - ① 中学校（夜間中学校を含む）
    - ② 高等学校
    - ③ 特別支援学校
  - (6) 検査の準備  
業務受託者は、次の業務を実施する。
    - ①学校の担当者が提供する対象者名簿をもとに検査受診票等を作成する。
    - ②検査受診票、検尿容器、ラベル等（以下、「必要物品等」という）学校ごとに袋詰めして発送できるよう準備する。
    - ③学校の担当者が指定する時期、方法により、②で準備した必要物品等を直接学校へ送付する。  
また、検体の採取方法、受渡方法等の確認をしておく。
    - ④学校の担当者からの日程変更や対象者の変更依頼については、適宜対応する。

(7) 検査当日

①業務受託者は、学校の担当者が確認した検査受診票及び検体を回収する。

(8) 検診結果の報告

①検診結果については、速やかに各学校長に報告しなければならない。

(9) 精度管理の基準

①内部精度管理、外部精度管理について、業務受託者は、「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」における精度管理に関する事項に準拠して、精度管理を行うものとする。

②検査の一部を外部に委託する場合は、委託を受けた事業者において、①の措置が講じられるよう適切な管理を実施すること。

(10) 検診結果等の情報の取扱の基準

個人情報保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。